

議案第15号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表消防関係手数料の部の表第2号の部第2号の項金額の欄オ(ア)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同欄オ(イ)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同欄オ(ウ)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同欄オ(エ)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同欄オ(オ)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同欄オ(カ)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同欄オ(キ)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同欄オ(ク)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表消防関係手数料の部の表の規定は、この条例の施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したもののについては、なお従前の例による。

理 由

消防に関する手数料を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係） （表略） 消防関係手数料			別表（第2条関係） （表略） 消防関係手数料		
手数料を徴収する事務		金額	手数料を徴収する事務		金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（2） 消防法第11条	（略）	（略）	（2） 消防法第11条	（略）	（略）
第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	（2） 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ （略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,180,000円</u>	第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	（2） 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ （略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき <u>1,450,000円</u>

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上10,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき
1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が
10,000キロリットル以上50,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき
1,590,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が
50,000キロリットル以上100,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき
1,950,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が
100,000キロリットル以上200,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上10,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき
1,720,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が
10,000キロリットル以上50,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき
1,920,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が
50,000キロリットル以上100,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき
2,360,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が
100,000キロリットル以上200,000キ
ロリットル未満の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特
定屋外タンク貯蔵所 1件につき

		<p><u>2,270,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき<u>4,550,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき<u>5,820,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき<u>7,070,000円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>			<p><u>2,740,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき<u>5,640,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき<u>7,240,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき<u>8,790,000円</u></p> <p>カ～シ (略)</p>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)